



# 聖ヨハネ会だより

第38号 平成28年6月



# 社会福祉法等の一部改正について

事務局長 竹川 和宏



### 【制度見直しに至る経緯】

平成28年3月31日に社会福祉法等の一部改正に関する法案が可決しました。この度の改正は1951年(昭和26年)に制定・施行された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)から65年が経過してのとても大きな改正内容となっています。

戦後間もない頃の社会情勢は、身体障害者、戦災孤児、

失業者等、生活困窮者が激増するという課題に直面していたこともあり、行政の資源だけでは十分に対応できないために、民間資源の活用が必要となりました。社会福祉事業法の元に社会福祉法人が創設されましたが、行政による措置の受託が社会福祉事業経営の中心になったことで、施設が福祉サービス提供の窓口となる一方で、法人自体の存在感は薄いものでした。

その後経済が大きく発展し、国民生活や意識の変化とともに人口動態や家族構成などが大きく変化し、新たな福祉ニーズが生まれることとなりましたが、戦後間もない時期に構築された社会福祉制度ではその変化に対応することができず、2000年(平成12年)に社会福祉基礎構造改革が行われました。本改革では社会福祉制度全体が社会的弱者の援護救済から国民すべての社会的な自立支援をめざすものであることが基本理念として明示されこれまでと違った大きな転換期となりました。法人経営も施設管理中心で経営が不在であり、事業規模も零細で、サービスが画一化し同族的経営であると評され、新たな時代における福祉経営の在り方が問われることとなりました。

そして福祉ニーズが多様化・複雑化する中社会福祉法人の役割が重要となっており公益財団法人等と同等以上の公益性・非営利性を確保する必要があること、多様な事業主体の参入や一部法人による不適切な経営のため社会福祉法人の存在意義が問われており国民に対する説明責任を果たすことが急務であること、他の事業主体では対応できない福祉ニーズを充足

することにより地域社会に貢献することが社会福祉法人の使命であること、という視点から 社会福祉法人の制度改革が検討され、この度法案可決に至ったという経緯であります。

### 【改正内容】

- 1. 経営組織のガバナンスの強化
- (1) 議決機関としての評議員会を必置
- (2) 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- (3) 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- (4) 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等
- 2. 事業運営の透明性の向上
- (1) 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- (2) 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等
- 3. 財務規律の強化
- (1) 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止
- (2) 純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額 (社会福祉充実残額) を明確化
- (3) 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規 実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等
- 4. 地域における公益的な取組を実施する責務
- (1) 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり日常生活又は社会生活上支援を要する者に 対する無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定(利用者 負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等)
- 5. 行政の関与の在り方
- (1) 都道府県の役割として、市による指導監査の支援を位置づけ
- (2)経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監査する仕組み(勧告等)に関する規定を 整備
- (3) 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備等
- 6. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し
- (1)長期加入者に配慮した支給水準(支給乗率)への見直し
- (2) 共済加入期間の合算期間を退職した日から起算して3年以内に見直し(現在は2年以内)
- (3)障害者支援施設等への公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し(保育所については更に検討し、平成29年度までに結論)

### 【改正法施行期日】

- (1) 平成28年4月1日
  - ①地域における公益的な取組を実施する責務
  - ②役員等関係者への特別の利益供与の禁止
  - ③社会福祉法人の事業運営の透明性の向上
  - ④所轄庁による指導監査の機能強化等
  - ⑤社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し
- (2) 平成29年4月1日
  - ①経営組織のガバナンスの強化
    - ・議決機関としての評議員会を必置
    - ・役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
    - ・一定規模以上の法人への会計監査人の導入
  - ②社会福祉法人の財務規律の強化
    - ・役員報酬基準の作成と公表
    - ・「社会福祉充実残額」の明確化と「社会福祉充実計画」の作成
  - ③都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備

### 桜町高齢者在宅サービスセンターの現状とこれから

センター長 鈴木 治実

私が桜町高齢者在宅サービスセンター長に就任してからの1年3ヵ月が過ぎましたが、その間は財務改善との戦いでした。長年続いた赤字体質からの脱却を目指し、職員と共に数値目標達成に向かって日々取り組んで来ました。その結果財務改善計画1年目にして平成27年度決算は、資金収支・事業収支ともに黒字化を達成することが出来ました。

財務改善は1年で終わる訳ではなく、今後も継続していかなくてはならないことですが、介護保険収入の



抑制や通所介護事業における要介護度1、2高齢者の地域支援事業移行など、介護保険収入を主財源としている高齢福祉部門にとって大きな壁となる制度改定が今後も予想されます。

その壁を乗り越え、高齢福祉施設として生き残っていく為には、今後どの様な事業展開が必要か? 私は「医療と介護の連携」の視点から「ヨハネ会の医療部門と高齢部門の連携」を強化・構築する こと以外にないと考えています。小金井市の北東圏域というこの地域で、老いから看取りまでを住み慣れた地域で安心して暮らしていけるヨハネ会一体の支援体制が構築できれば、高齢者はヨハネ会医療・介護を信頼し各施設に集うことでしょう。またその体制こそが国が提唱している「地域包括ケア」そのものだと考えています。

また桜町高齢者在宅サービスセンターには、建設25年を経過した施設の老朽化、設備・備品の消耗による修繕費・購入費の増加、なかなか応募がない求人難の状況等様々な課題がありますが、いつでもヨハネ会の理念に立ち返り、職員とコミュニケーションを取ながら、前向きに歩んで行きたいと考えております。

## 訪問看護事業の現状について

小金井訪問看護ステーション 所長 営山 典子

小金井訪問看護ステーションは、小金井市内の第1号のステーションとして開設し、今年で21年目を迎えます。開設当初から「ご利用者・ご家族が安心して生活できることを一番に考え、きめ細やかに看護を提供するという方針を掲げ、今日まで変わらずに実践してきました。昨年は桜町病院とも協力し、専門スタッフによる訪問リハビリを多く行うことが出来ました。このリハビリにより嚥下や身体の動きが回復するなど効果は表れており、ご家族の介護負担も軽減したように思います。



ここ数年の傾向として、認知症を発症したことで、主になる疾患が悪化してしまう方が増えていると感じます。介護保険のケアマネージャーから「介護サービスは利用したいと思わないが、看護師が来てくれるのは希望すると言ってらっしゃる」との依頼を受け訪問すると、処方薬が山積み、インスリン注射を全くしていない、何ヶ月も入浴していない、食事を1日1食も食べていない、失禁しても交換していない等々。中には独り暮らし、ご夫婦とも認知症を患っている方もおられます。生活の主体はご本人であり、私達は、まずその方のお困まりのことに目を向けます。また「看護師なら来てもらってもいいとの言葉には、体調面でご本人も心配なことがあるはず」と考えながら訪問を重ね、糸口を見つけアプローチしています。身体の調子や環境が整うと、表情が和らぎ、その人らしさが見えてきて、そのことがサービスに携わる者の喜びとなっています。

この仕事は基本的にはご自宅をひとりで訪問しますのでその責任の重さを感じますが、スタッフ同士、また医療・介護に関わる様々な仲間と共に支えあっている実感があり、その原動力で続けることが出来ると日々感じております。

## これまでとこれから

### 桜町児童ショートステイ 主任 篠原 由美子

桜町児童ショートステイは、心身障害児(者)の在宅支援の一環として昭和50年代に始まった緊急一時保護を前身とし、現在は障害者総合支援法のもと在宅での生活支援を行う福祉サービスの一つとして今年で37年目を迎えます。

当事業所では障害児を対象としており、居宅での介護をうけることが一時的に困難になった場合に「短期入所」(宿泊利用)と「日中一時支援」(日帰り利用)の2種類の事業を行っています。

桜町病院の近くには、徒歩で約10分の場所に都立小金井特別支援学校があり、通学をしながら利用することが出来ることもあって、同校に在籍する児童、生徒の利用が多いことが特徴の一つとなっていますが、現在は校舎の改築工事のために昨年から3年間の予定で、約6km離れた西国分寺の仮設校舎に移転をしています。移転期間中の通学は、東京都、関係各市、桜町病院から支援をいただき、現在はスクールバスや福祉タクシーを利用した通学支援を行っています。

障害者自立支援法施行から10年が経ち、福祉サービスはいろいろと変化をしてきました。

当時、小学生だった子供達も高校生や社会人としてスタートをする姿が見られるようになり、中には小金井聖ヨハネワークセンターの実習生として、またワークセンターの職員として働く姿に出会うことも多くなりました。

このように子供時代から継続した関わりを持つことが今後はより増えていくと思います。

子供達の成長とともに歩んでいく事業所として、関係各市、保護者の皆様との連携をより深めながら、子供達が楽しく、自信を持って過ごすことが出来る場所作りを目指していきたいと考えています。ご利用をお待ちしています!



### 富士聖ヨハネ学園 園長 遠藤 克彦



日ごろより、聖ヨハネ会、富士聖ヨハネ学園への温かいご支援とご協力を頂きまして、心からお礼と感謝を申し上げます。

このたび、平成28年4月1日付けで、富士聖ヨハネ学園の学園長に就 任いたしました遠藤でございます。

私たちの支援の根っこは何かを考えると、それは、聖ヨハネ会の理念(「かけがえのない存在」)につながる「ひとりひとりの存在を大切に思うこころ」にあるのではないかと思います。ひとりひとりの利用者の暮らしが、光と風と人々のこころとともに営まれるように支援することだと思います。

障害福祉をとりまく状況は、変化しています。追い風のときもあれば 向かい風のときもあります。ですが、どのように状況が変わっていこう

とも、ひとりひとりの存在を大切に思うこころを根っこに持ち続けることで、それがこころの羅針盤となり、どのような風雨のなかでも、利用者を支えることができると思います。支え続けるためには、聖ヨハネ会のすべての部門の連携と協力、そして何よりこころを寄せていただく多くのひとの願いと思いによる支えが必要だと痛感しています。

これまで学園本体、利用者、職員は、多くの方々の思いと願いにより、支えられてきました。甲の原学院の開設(7月1日)より今年で60年をむかえます。この60年は、利用者に思い、願いをよせて下さったみなさまのこころの連携と協力によるバトンの受け渡しにより築かれた歴史だと思います。60年をともに歩んでいただけたことに、こころから感謝申し上げます。ありがとうございます。

開設のためのご尽力、思い、願いを忘れることなく、微力でございますが、職員一同と力を合わせ、こころを尽くして一所懸命務めさせて頂きますので、どうぞよろしくお願いします。

#### 編集後記一

ヨハネ会も900名を超える職員を抱える大きな法人になりました。他事業がどのようなことをやっているか等法人内の交流を持つ機会を積極的に増やしていきたいと考え、昨年から「法人合同研修」や「職場紹介」といった取り組みを実施しました。意外に知らなかったことが多く、職員からも続けてとの好評を得ていますのでこれからも続けていきたいと思います。 (竹)

### 社会福祉法人 聖ヨハネ会にご援助を!!

会の福祉事業発展のために

私どもの福祉事業は大別すると下記の種類があります

桜町病院 (一般病棟・療養病棟・ホスピス病棟)

富士聖ヨハネ学園 (障害者支援施設・障害福祉サービス事業)

桜町聖ヨハネホーム (特別養護老人ホーム・老人短期入所事業)

桜町・本町高齢者在宅サービスセンター (老人デイサービスセンター・老人居宅介護等事業)

障害者地域生活支援センター (居宅支援・就労支援事業)

#### ★銀行振込★

□座名 社会福祉法人 聖ヨハネ会 (普通預金) 三菱東京 UFJ 銀行小金井支店 № 4127570

★郵便局振込★ 00190 - 7 - 711126 社会福祉法人 聖ヨハネ会

社会福祉法人 聖ヨハネ会 〒184-8511 東京都小金井市桜町1-2-20 TEL 042-384-4403/編集者:竹川 和宏